

道の駅やちよ施設維持管理点検業務基準

1 建築基準法第 12 条第 2 項の規定による特定建築物点検

下記の年度に各施設において点検を行うこと。

- (1) 八千代ふるさとステーション  
平成 31 年度, 平成 34 年度
- (2) やちよ農業交流センター  
平成 30 年度, 平成 33 年度

2 消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による防火対象物点検

やちよ農業交流センターで上記の点検を行い, その結果を消防署長に報告すること。